

 charles river	グローバル会社方針	文書番号: GLBL-POL-00057
		レビュー番号: 2
		発効日: 27/Apr/2021
題名: 独占禁止および公正競争に関する方針		

目的

Charles River Laboratories International, Inc.およびその子会社（総称して「当社」または「チャールス・リバー」といいます）は、公正な競争と商慣行に専心しています。当社の業務を行う上で、適用される法と規制に従うことは、当社の方針であり、これに例外はありません。当社の各社員、役員および取締役（総称して「代表者」といいます）には、本方針に従うことが求められます。代表者は、当社が事業を行なうあらゆる国または地域における独占禁止および競争に関する法と規制に違反する活動を避けなければなりません。

本方針は、特定の現地法や代表者が直面するあらゆる状況に対処するものではありません。本方針は、法的助言に代わるものではありません。本方針、あるいは特定の事業活動に独占禁止法や競争法が適用される方法については、コーポレート法務部に相談してください。

方針

本方針では、それが不適切に遂行された場合には、独占禁止および競争に関する法と規制による処罰の対象となり得る活動の種類について説明しています。当社の商慣行および活動が、不公平な競争に関与しようとしているように見える状況を作らないことが重要です。独占禁止法および競争法は複雑であるため、当社の全代表者は、これらの法律に違反すると考えられる状況に直面した場合は、直ちにコーポレート法務部の助言を求めてください。

以下に、完全な一覧ではないものの、過去に独占禁止法または競争法への違反とされた特定の活動を例として挙げています。これに基づいて、細心の注意を払い、以下に説明する行為に関与する前にコーポレート法務部の助言を受けてください。

競合他社との関わり

独占禁止法上の問題が生じる可能性が最も高いのは、競合他社との関係（すなわち、チャールス・リバーと同じまたは関連する商品やサービスを生産または販売する組織）から生じます。競争を制限する、または競争に影響する、書面または口頭、公式または非公式、明示的または暗示的にかかわらず、競合他社との間で交わされるあらゆる種類の合意、理解または取り決め

 charles river	グローバル会社方針	文書番号: GLBL-POL-00057
		レビュー番号: 2
		発効日: 27/Apr/2021
題名: 独占禁止および公正競争に関する方針		

は、独占禁止法に関する審査の対象となり、極端な場合には、チャールス・リバーおよび違法行為に関与した代表者の両方に対して重大な刑罰が科されます。代表者は、製造する製品と数量、提供するサービス、販売先、販売価格および販売条件、従業員の採用や報酬の決定など、競争のあらゆる側面を競合他社から独立して決定しなければなりません。実際の、または潜在的な競合他社が上記のような局面について互いに示唆する、当事者間で同意する、不正工作、設定またはコントロールするなど、協力して行動することは認められません（ただし、稀な状況と規制当局の許可がある場合を除きます）。

競合他社との関わりに際しての注意

代表者は、事業者団体の会合を含め、競合他社との公式、非公式的、または社会的な関わりについて注意を払う必要があります。競合他社との関わりが予定されている場合、それに先だって代表者は、その件名と議題をコーポレート法務部と確認することが推奨されています。会議、電話、またはその他のコミュニケーションの参加者は、議論がその議題から逸脱しないようにし、不適切な議論には異議を唱える必要があります。相手方が合意された議論のポイントから逸脱しようとする場合、代表者は会議を離れ、コーポレート法務部に相談する必要があります。

競争上の機密情報の保護

競争上の機密情報とは、会社の販売条件（料金、価格表、価格計算式、マーケティングまたは競争戦略、顧客、市場シェア、利益、コスト、将来を見据えるビジネス情報など）に関連する非公開情報を指します。特定の状況では、競争上の機密情報を共有することは、直接的であれ仲介者を通じてであれ、特定の法域において違法とみなされる可能性があります。

競合他社との違法な契約を避ける

独占禁止法上の告発や苦情では、競合他社が会って話し合いをしたことを示すだけで違法な合意が証明されることがあります。特に、競合他社がその後、値上げなどの共同作業を行わないと経済的意味を持たない行動を取った場合や、一方の競合他社が、会った他方の競合他社に対して契約の入札を行わないことを選択した場合などです。刑事上の有罪判決でさえ、間接的または状況的な合意の証拠に基づくことがあります。したがって、コーポレート法務部と事前に協議した正当な業務協力の範囲外の競合他社との会議や連絡を避けるよう、細心の注意を払ってください。やむを得ずこのような状況になった場合は、価格やその他の競争上の機密情報に関して一切話し合わないことを明確にすることが賢明です。

 charles river	グローバル会社方針	文書番号: GLBL-POL-00057
		レビュー番号: 2
		発効日: 27/Apr/2021
題名: 独占禁止および公正競争に関する方針		

さらに、このような合意、了解または取り決めに達しようとする試みや勧誘はいかなるものも、たとえそれが達成されなかった場合であっても独占禁止法違反の審査対象となる可能性があります。競合他社の社員または代表者とのなげない会話でさえも、その競合会社との違法な合意の告発で裏付けとされる可能性があります。

共謀または不正行為が実際にある、またはそのように見受けられるのを避けるために、実際のまたは潜在的な競合他社と、公的あるいはプライベートな場で次に挙げるような要件について話し合ったり、合意を交わしたりしてはなりません（ただし、コーポレート法務部によってそうすることが助言または許可された場合、および顧客でもある競合会社に関する上記の説明に該当する場合を除きます）。

- 価格設定に関する方針、割引、利鞘、リベートおよびその他の販売条件
- サプライヤー、卸売業者、流通業者または顧客の価格設定に関する慣行または動向
- 入札、内示書、または入札手続き
- 予想される収益、利鞘、市場シェアまたは特定の市場における製品もしくはサービスの集中
- コストと予想コスト
- ビジネス、マーケティングおよび販促の計画（例：製品とサービスの発売日、広告イニチアチブのコントロールまたは制限を含む）
- 顧客またはサプライヤーの選択、拒否または終了
- 特定の第三者との売買の可能性
- 現在または潜在的な研究活動
- 掛売条件
- 輸送料または印税
- 社員の給与、募集、および競合他社のまたは社員引き抜き行為
- 販売領域、顧客、顧客リスト、または特定の顧客の取引の割り当て
- 特定の会社や顧客との取引を避ける(正当な理由によるものを除く)
- 製品または製品の完成に欠かせない原料の製造率もしくは市場供給率のコントロール
- 潜在的競合他社の製品に相当する製品、類似物または代替物と見なされるものの製造または市場供給の、コントロールもしくはその試み、または遅延（すなわち、「遅延のための支払い」または「逆支払い」の提供）

 charles river	グローバル会社方針	文書番号: GLBL-POL-00057
		レビュー番号: 2
		発効日: 27/Apr/2021
題名: 独占禁止および公正競争に関する方針		

行動を起こす

競合他社から、違法な、もしくは疑わしい合意、あるいは当社の慣行に関する競争上の機密情報の共有を求められた場合、直ちに次の行動をとる必要があります。

- (a) そのような話し合いは違法である可能性があり、禁固刑および/または罰金を含む刑罰の結果を招く恐れがあること、そして (b) あなたがこの件に関して話し合わないことを当事者に知らせる。
- 会合の場から退出し、議事録に退出について記載する。
- この件について監督責任者およびコーポレート法務部に通知し、届出に詳細に及ぶ記載を加える。

顧客とのやり取り

競合他社とのやり取りに加え、顧客とのやり取りも当社を独占禁止法または競争法上のリスクにさらす場合があります。これに基づいて、細心の注意を払い、顧客または見込み顧客との以下の行為に関与する前にコーポレート法務部の助言を受けてください。

- 複数の異なる製品を購入することを割引の条件とする（注意：これは、通常認められる慣行である、複数の製品を当社のコストを超える割引価格で購入するという、顧客を対象とするインセンティブを設けることとは異なります）。
- 顧客の購入分と当社の購入分が関連市場の大部分を占める状況で、顧客が他社から製品とサービスを購入する権利を当社が制限する取り決めを結ぶ。
- 代理店が顧客に請求する価格を確定する契約または取り決めを代理店と結ぶ。

さらに、代表者は以下を行ってはなりません。

- 当社が顧客から購入する前に、顧客が当社から購入するよう要求する（互惠取引）。
- 比較的人気の高い製品またはサービスを購入する資格を得るために、比較的人気のない製品またはサービスを購入するよう顧客に要求する（抱き合わせ）。
- 競合他社との契約を終了、不履行または違反するよう顧客に働きかける。
- 当社のビジネスの利益に役立てるため、または競合他社に損害を与えるために顧客またはサプライヤーを贈賄する。

 charles river	グローバル会社方針	文書番号: GLBL-POL-00057
		レビュー番号: 2
		発効日: 27/Apr/2021
題名: 独占禁止および公正競争に関する方針		

競合他社が当社の顧客またはサプライヤーでもある場合の関わり

当社は、特定のサービスおよび/または製品に関して当社の競合にあたるが、同時に同じもしくは異なるサービスおよび/または製品に関しては、当社の顧客またはサプライヤーである組織と取引を行います。これらの組織とやり取りする際に、(1) 価格と取引条件についての話し合いが供給関係上必要とされる顧客・サプライヤー間でのやり取り、そして(2) このような話し合いが(談合) 疑いをもたらす可能性がある競合会社間での話し合い、を明確に区別することが重要です。

代表者は、正当な顧客・サプライヤーとしての話し合いが、組織間の競争に関与するトピックに及ぶのを避ける必要があります、このような話し合いや連絡の際に交わされる情報がそれを必要とする個人とのみ共有され、適切な目的にのみ利用されることを徹底するための事前措置を講じるために、コーポレート法務部と相談する必要があります。相手がサプライヤー/顧客以外の状況で話し合いを進めようとする場合、競争上のトピックについて話し合わないことを明確にすることが重要です。

注意深いコミュニケーション

誤読や誤解を招く恐れのある記述を避けるため、チャールス・リバーの文書やコミュニケーションは正確であることが重要です。代表者は、当社の競合他社または競合他社の製品もしくはサービスについて誹謗するようなコメントを、当社顧客に向かってすべきではありません。立証できない競合他社または競合他社の製品もしくはサービスについての言及は、不公正な競争に関する法規または不公正な取引慣行に関する法律に違反する可能性があります。独占禁止法および競争法は複雑であるため、価格交渉または入札がかかわる状況に関与する際には、当社の既存の価格標準（認められる割引価格帯を含む）から外れず、不確かな場合には、コーポレート法務部に問い合わせて追加の指示を得てください。

競合他社との機密性の高いコミュニケーションは、草案の段階でコーポレート法務部に送付してください。草案は「秘匿特権対象・機密 - 法的助言の要請」と表示してください。

 charles river	グローバル会社方針	文書番号: GLBL-POL-00057
		レビュー番号: 2
		発効日: 27/Apr/2021
題名: 独占禁止および公正競争に関する方針		

本方針に相反する行為の報告

本方針に違反する行為を目撃した、またはそれを知る代表者は、自身の監督責任者、人事部、法務コンプライアンス部、またはコーポレート法務部に連絡する必要があります。代表者には、チャールス・リバー・ヘルプラインに電話し、疑われる違反について報告する方法もあります。

当社は、法律または会社方針（本方針を含む）への違反を誠意をもって提起した人物への報復行為を容認しません。懸念事項を誠実に報告した代表者に対する報復の懸念については、直ちに法務コンプライアンス部または法務部まで報告し、適切な措置が取られるようにする必要があります。

非遵守

すべての方針は、その成功のために全代表者の協力を必要とします。本方針に実質的に違反したことが判明した代表者は、現地の法令に基づき、最高で解雇を含む懲戒処分の対象となります。

一般事項

当社は、当社が必要とみなす場合、本方針をいつでも修正または終了する権利を留保します。

適用範囲

Charles River Laboratories International, Inc.（およびその関連会社と子会社）のすべての取締役、役員および社員。

責務

本方針の解釈および/または本方針に含まれるトピックに関連する不明点はいずれも、法務顧問室まで問い合わせてください。

 charles river	グローバル会社方針	文書番号: GLBL-POL-00057
		レビュー番号: 2
		発効日: 27/Apr/2021
題名: 独占禁止および公正競争に関する方針		

関連文書

行動倫理規範